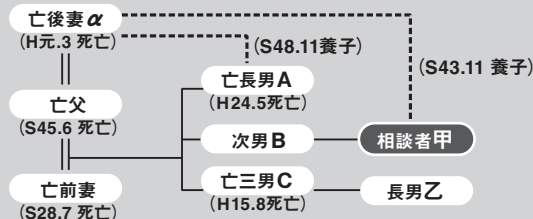


相続手続き

～ 遺産分割と法定相続分 ～

Q. 私は幼い時から、実父Bの兄Aの家庭で育てられました。Aを本当の父のように思っていました。この度平成24年5月にAが亡くなりました。家系図は下記のとおりです。本人が住んでいた不動産の所有者は祖父の後妻α（平成元年3月死亡）が4分の1、Aが4分の3です。私の相続分はなるのでしょうか。



A. 今回ご相談の不動産については、平成元年3月に亡くなられた亡後妻αが4分の1を所有したままになっているようです。手続きとしては、亡後妻αの相続分から確定させていくことになります。

亡後妻α持分4分の1については、相談者甲:2分の1（不動産全体の8分の1）、亡長男A:2分の1（不動産全体の8分の1）が法定相続分となります。この遺産分割には、相談者甲の他、亡長男A、ただしA本人が亡くなられているので、その相続人として、次男B・亡三男Cの妻・亡三男Cの長男乙を含めた合計4名が参加することになります。これは、相談者甲の相続分、亡長男Aの相続分をそれぞれ確定させるための遺産分割協議です。

そしてその後の手続きの流れは、亡長男Aの遺産分割のため、相談者甲と次男Bと亡三男Cのご長男乙（平成24年5月には三男Cは既に亡くなっている）、代襲

相続人として長男乙が参加します。亡三男Cの妻は参加しません）が相続人として遺産分割協議に臨みます。

亡長男Aの持分は当初の4分の3に加え、上記亡後妻αの遺産分割で法定相続分8分の1を取得した場合には、合計8分の7になり、これをさらに分割協議することになります。この場合、相談者甲:3分の1（不動産全体の24分の7）、次男B:3分の1（不動産全体の24分の7）、亡三男の長男乙:3分の1（不動産全体の24分の7）が法定相続分となります。

相続手続きについては専門家へのご相談をお勧め致します。

●お問合せ先

相続手続き支援センター神奈川

フリーダイヤル 0120-978-640

クナンハ ムヨオ